

大田市水道事業告示第 2 号

大田市簡易専用水道取扱要領（平成 17 年大田市水道事業告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 22 日

大田市長 楫 野 弘 和

様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 4 号、様式第 6 号及び様式第 8 号
中「㊞」を削る。

様式第 9 号中

「簡易専用水道の設置者

_____㊞」を

「簡易専用水道の設置者

_____」に改める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。